

国民健康保険高齢受給者証などの更新

現在お持ちの高齢受給者証などの有効期限は 7月31日(水)です。自動更新の方には、新しい証を 7月下旬に郵送します。申請が必要なものは、7月17日(水) から更新手続きを受け付けます。

①高齢受給者証 自動更新

浅葱色(薄い水色)からクリーム色に変更。

対象 昭和24年8月2日から昭和29年7月1日生まれの方

②特定疾病療養受療証 自動更新

色は白色のままで、有効期限が変更。

対象 「人工透析が必要な慢性腎不全」で認定を受けられ、既に証をお持ちの方

※「血友病および血液製剤の投与に起因する HIV感染症」の患者も対象です。証をまだお持ちでない方は申請してください。

③限度額適用認定証 申請が必要
(オンライン資格確認を利用すれば申請不要です。)色はサクラ色のままで、有効期限が変更。

対象 70歳未満の方及び70歳から74歳の課税所得145万円以上690万円未満並びに市民税非課税世帯の方 ※引き続き限度額適用認定証が必要な方は、保険年金課の窓口で申請してください。

※オンライン資格確認は、導入されている医療機関で、本人の同意により限度額情報が確認できます(限度額適用認定証の提示が不要)。窓口で「高額療養費制度を利用します。限度額情報を提供します。」と口頭で伝えてください。

申請に必要なもの お越しになる方の本人確認ができるもの・限度額適用認定証が必要な方の保険証・世帯主及び限度額適用認定証が必要な方のマイナンバーが分かるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)・世帯主以外の方が申請をされる場合には世帯主の委任状

問合先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

固定資産税・都市計画税 第2期納期限 7月31日(水)

お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所で納期限までにお納めください。口座振替をご利用の方は預貯金残高を確認してください。
※キャッシュレス決済でも納付できます。



問合先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066



保険・年金

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

経済的な理由で保険料を納められない場合、前年の所得が基準以下であれば、申請し承認を受けることで、保険料の納付が免除される制度(全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除)があります。

このほか、50歳未満の方には保険料の納付が猶予される納付猶予制度や、失業者には特例免除制度もありますので、詳しくはお問い合わせください(学生の場合は、学生納付特例制度を利用してください)。

令和6年度(令和6年7月分～令和7年6月分)の申請の受け付けは、7月1日(月)からです。

これらの免除・納付猶予制度は、申請時点から2年1か月前まで遡って申請できます。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方はご相談ください。

申請に必要なもの

- ・基礎年金番号又はマイナンバーが分かる書類(年金手帳、基礎年金番号通知書など)
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ※退職(失業)による特例免除制度を利用される場合は、離職票、雇用保険受給資格者証など

申請・問合先 保険年金課 国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181

くらしの情報



税

令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書にかかる納税証明書(継続検査用)の年度誤りについて

ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないように、確認を徹底し、再発防止に努めます。

誤りのあった箇所および内容は次のとおりです。

【令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書右側の軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)表面】

誤	下記領収日に令和5年度分まで納税したことを証明します。
正	下記領収日に令和6年度分まで納税したことを証明します。

「令和5年度分」を、「令和6年度分」と読み替えをお願いします。

【継続検査時の納税証明書の取り扱いについて】

四輪の方…令和5年1月から軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の稼働に伴い、車検時の納税証明書が原則不要です。また、納税証明書での提出を希望される方は誤りのある納税通知書の納税証明でも受付できるよう軽自動車協会に通知していますので、車検時にそのまま提出してください。

二輪の方…車検時にこれまでどおり納税証明書が必要となります。誤りのある納税通知書の納税証明でも受付できるよう大阪運輸支局と和泉自動車検査登録事務所に通知していますので、車検時にそのまま提出してください。



申請・問合先 税務課税制担当(2階②番窓口) ☎939・1068

毎年7月は
「社会を明るくする運動」
強化月間

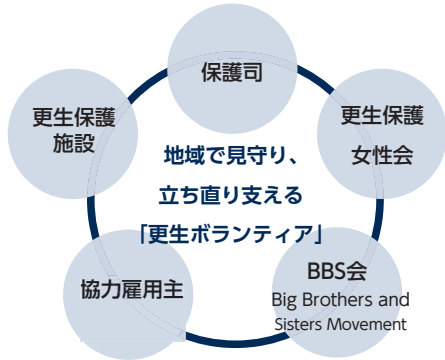
「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、明るい地域社会を築こうという全国的な運動です。

犯罪や非行の背景には、社会での生きづらさが存在していることが少なくありません。罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする人への支援は、行政機関以外にも「更生ボランティア」をはじめとする、地域の皆さんの理解と協力が必要で、社会全体で取り組むことが大切です。

ご存じですか？「更生保護」を支える
「更生ボランティア」

「更生保護」とは、犯罪や非行をした人に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行い、再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動です。

市内でも、様々な立場の「更生ボランティア」が、それぞれの特性を生かし、立ち直し支援の活動を行っています。



問合先 藤井寺市社会福祉協議会
☎938・8220

令和6年12月1日で被保険者証新規発行が終了

令和6年12月1日までに発行された被保険者証は、記載された有効期限まで使用することができます。なお、令和6年12月2日以降、転居等で被保険者証の内容が変わった場合は、古い被保険者証を使うことはできません。令和6年12月2日からは、基本的に健康保険証の利用登録が完了しているマイナンバーカードを利用する仕組み(マイナ保険証)になります。マイナ保険証をお持ちの方は被保険者証の有効期限を過ぎると、原則としてマイナンバーカードを提示して受診する方式となります。

令和6年12月2日～「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を発行します

【マイナ保険証をお持ちの方】
「資格情報のお知らせ」を交付

マイナ保険証をお持ちの方が、新たに後期高齢者医療制度に加入した場合や、自己負担割合などが変更された場合は、「資格情報のお知らせ」を交付します。

オンライン資格確認等システムを導入している医療機関等は資格情報の変更が自動で連携されますので、マイナ保険証のみで受診することができます。

オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等では、この「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証と一緒に提示することで、受診が可能となります。

【マイナ保険証をお持ちでない方】
「資格確認書」を交付

マイナンバーカードを取得していない、または健康保険証利用登録を行っていないなどの方には、自己負担割合などの被保険者資格の情報が記載された「資格確認書」を交付します。またマイナ保険証の紛失等をした場合については、市区町村に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は医療機関の窓口等で提示することで、原則、これまでと同様に医療を受けることができます。

※マイナ保険証をお持ちかどうか、わからない場合はマイナポータルへ



■制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合

保険料、負担割合に関すること(資格管理課) ☎06・4790・2028
給付事務、医療費通知に関すること(給付課) ☎06・4790・2031

■各種届出に関すること

保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

■保険料の納付に関すること

保険年金課収納担当(1階②番窓口) ☎939・1183

広告あり

後期高齢者医療制度からのお知らせ

■令和6年度後期高齢者医療保険料
が決定

7月中旬に「保険料額決定通知書」を郵送します。軽減措置、詳しい保険料の算定や納付方法については、同封の案内をご覧ください。

【保険料の軽減措置】

均等割(7割、5割、2割)の軽減があります。対象となる方の保険料は、既に軽減措置がされています。
※軽減対象となる方の判定は、前年分の所得情報に基づいて行うため、申請の必要はありません。ただし、所得情報がない方は保険年金課で簡易申告が必要です。

■限度額適用・標準負担額減額認定
証、限度額適用認定証を更新

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額証」という。)、後期高齢者医療限度額適用認定証(以下「限度証」という。)は、医療機関等の窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるもので、減額証は住民税非課税世帯に属する被保険者、限度証は現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの被保険者が対象となります。

現在、交付されている減額証、限度証の有効期間は令和6年7月31日までとなっており、引き続き8月1日からも住民税非課税世帯、現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅱに属する被保険者には、新しい減額証、限度証を7月下旬に送付します。

※これまでお持ちでない方で、条件に該当する方は、保険年金課へ申請が必要です。お問い合わせください。



■新しい被保険者証の郵送

8月から被保険者証が「薄緑色」に変わります。新しい被保険者証は、7月中旬に郵送します。現在お持ちの被保険者証(橙色)の有効期限は、令和6年7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんので、新しい被保険者証(薄緑色)が届きましたら、破棄していただくか、保険年金課(1階②番窓口)へお返しください。

■自己負担割合

医療機関での自己負担割合は、一般の方は1割、一定以上の所得がある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

【自己負担割合の判定】

③割負担

同一世帯に令和6年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合
※この世帯に属する被保険者は、個人の令和6年度の住民税が課税される所得額(各種所得控除後の所得額)が、145万円未満であっても3割負担となります。

②割負担

3割負担に該当せず、同一世帯に令和6年度の住民税課税所得(各種所得控除後の所得額)が28万円以上の被保険者がおり、以下に該当する場合

- ・同一世帯に被保険者がお一人の場合
「年金収入(注1)+その他の合計所得金額(注2)」が200万円以上
- ・同一世帯に被保険者が複数人いる場合
「年金収入(注1)+その他の合計所得金額(注2)」の合計が320万円以上

※2割負担と判定された方には、令和7年9月30日までは外来の月々の負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。

①割負担

●3割負担または2割負担に該当しない場合

●3割負担から2割又は1割負担に変更できる場合があります

3割負担と判定された場合でも、要件に該当する方は申請(基準収入額適用申請)することで、申請された月の翌月から、2割負担または1割負担に変更となります。詳しくはお問い合わせください。対象となる見込みのある方は、7月31日(水)までに窓口へお越しください。

問合先は11ページ「令和6年12月1日で被保険者証新規発行が終了」の記事をご覧ください。

指定管理者制度導入施設のモニタリング (確認及び評価)

次の施設で、市民サービスの向上と経費節減のため、指定管理者制度を導入しています。

施設名	指定管理者 (令和5年度末時点)
市民総合会館	(公財) 藤井寺市地域サービス公社
藤井寺駅南駐輪・駐車場	アマノマネジメントサービス (株)
土師ノ里駅前駐輪場	(公財) 藤井寺市地域サービス公社
老人福祉センター (松水苑)	(株) ビケンテクノ
福祉会館 (ふれあいセンター)	(社福) 藤井寺市社会福祉協議会

令和5年度の業務内容について、適正な行政サービスの提供が確保されているかの確認及び評価を実施しました。

その結果、全施設の評価はおおむね良好でした。

詳細な結果は、市ホームページのほか、市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」(市役所1階)でご覧になれます。



問合先 行財政管理課行財政改革担当(5階⑤番窓口) ☎ 939・1014

マイナンバーカード交付及び電子証明書の更新手続き臨時窓口

日時：7月28日(日)9時～12時
※カードの交付及び電子証明書の更新手続きのみを行います。

場所：市役所1階マイナンバー総合窓口

【カード交付に必要なもの】

- ・交付通知書(ハガキ)
 - ・通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)
 - ・住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)
 - ・本人確認書類
- ※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◇予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。



【電子証明書の更新手続き】

- ・マイナンバーカード
- ・「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」

◇予約はできませんので、混雑した場合はお待ちいただくこともございます。可能な方は平日開庁時間内にお越しください。

問合先 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357

政治家等の寄附の禁止

お中元などの贈り物や地区におけるお祭りなどの機会が多くなる時季ですが、政治家(立候補をしようとする者も含む)が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者がそれらを求めることも公職選挙法で禁止されています。

詳しくは、総務省のホームページ(なるほど!選挙「寄附の禁止」)をご覧ください。



問合先 選挙管理委員会事務局(3階⑨番窓口) ☎939・1388

各種情報

市への寄贈

- 地域貢献活動のために
絵本「ころりんばい!」18冊
(大阪いずみ市民生活協同組合)

新しい区長を紹介

- ・野中地区 藤井 要 (敬称略)

問合先 協働人權課広聴・協働担当(1階④番窓口) ☎939・1331

サマージャンボ宝くじ発売

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

- ・1等 5億円×24本 前後賞各1億円
- ・2等 100万円×2,400本
(発売額720億円、24ユニットの場合)

発売期間 7月8日(月)～8月8日(木)

抽選日 8月23日(金)

- ※サマージャンボミニも同時発売
- ※インターネットからも宝くじが購入できます。詳しくは「宝くじ公式サイト」をご確認ください。

問合先 (公財)大阪府市町村振興協会 ☎06・6941・7441



アライグマに近づかない!

市内において、アライグマを目撃したという情報が多数寄せられています。アライグマは本来、日本には生息しない動物です。しかし、動物園等で飼育されていた個体が脱走したり、ペットとして飼育されていた個体が飼主により野外に放されたりしたことが原因で、野生化したと言われている。

【アライグマの被害を防ぐために】

- ・見かけても絶対に近づいたり、刺激を与えたりせずにその場から静かに離れる
 - ・エサをあげたり、エサになるものを屋外に放置したりしない
 - ・床下や屋根裏など、侵入できそうな隙間がある場合はふさぐ
- アライグマの見た目や特徴、被害対策について詳しくは市ホームページをご覧ください。



セアカゴケグモに注意

7月20日(土)～8月31日(土)は「セアカゴケグモ等対策月間」

セアカゴケグモは、市内でも確認されています。体長約1cmの黒色のクモで、背に赤い帯状の模様があるのが特徴です。比較のおとなしく、素手で触らない限りかまれる危険性は少ないです。

発見した場合は、素手で触らず、踏みつぶすか市販の家庭用殺虫剤(ピレスロイド系のものが有効)を吹きつけるなどして駆除してください。かまれた場合は、流水や石けん水で洗い流し、できるだけ早く医療機関を受診してください。その際、適切な治療につなげるため、できれば駆除したクモをお持ちください。

問合先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074



環境・安全

ご注意ください ペットボトルの捨て方

ペットボトルは、リサイクルできる資源です。中を水で洗い、ラベルとキャップを外して、お近くのリサイクル用ペットボトル回収かご(常設、地図はQRコードから)に入れてください。かごに入れるときには、ビニール袋などから出してください。



「中が汚れている」、「カビが発生している」、「苔が付いている」、「劣化している」などのペットボトルが多く見受けられます。このような状態のものはリサイクルできません。ペットボトル回収かごには入れず、燃えるごみとして捨ててください。



※ペットボトル回収かごには、ペットボトル以外の物(卵パックやプラスチックトレイなど)を入れないでください。

※家庭から排出されるペットボトル専用の回収かごです。回収かごの横に家庭から排出されたものでないと思われる大量のペットボトルが置かれていることがあります。ルールを守らずにごみなどを投棄するなど、悪質とみなした場合は不法投棄として警察に通報します。

問合先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑦番窓口) ☎939・1077

農地パトロール

不耕作地や違反転用農地の解消と優良農地の保全のため、農業委員等が農地パトロールを行います。

期間 7月下旬から8月上旬

対象 市内全域農地

問合先 藤井寺市農業委員会事務局(4階④番窓口) ☎939・1228

高齢介護

介護保険料の減額制度

65歳以上で経済的理由により介護保険料の納付が困難な方で、次の基準①から③のいずれかに該当する場合は、申請により保険料額を所得段階の第1段階の金額に引き下げます。

基準① 本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方(介護保険料の所得段階が第2段階と第3段階の方)で、次の(1)から(3)を全て満たしている方

(1)世帯全員の前年の収入金額が、1人世帯144万円、2人世帯198万円(以降世帯員が1人増えるごとに54万円を加算)に満たない

(2)市町村民税課税者に扶養されておらず、かつ医療保険の被扶養者となっていない

(3)世帯全員が、居住用以外に処分可能な土地又は家屋を所有しておらず、かつ預貯金の総額が350万円を超えない

基準② 基準①の要件を満たしていないが、生活保護法に規定する要保護者(保護を必要とする状態にある方)で保護申請をしない方

基準③ 現金、預貯金、有価証券、生命保険及び損害保険があるために要保護者とならない方。ただし、これらを現金化した場合の合計額が、(50万円+世帯人数×50万円)以下であること

申請・問合先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164